

2022年3月30日

特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘殿

株式会社オーネット
社長室 部長 折原昭男
東京都中央区晴海 1-8-12
電話 050-5840-1303



回答書

弊社宛に送付いただきました「2022年1月31日付け ネットとうほく 2020（検）第4号-4」「再照会書」につきまして、下記の通りご回答申し上げます。

記

1. 「照会事項」第1項に関するご回答

(1) 改めて検討しました結果、この度弊社では、契約内容を次のとおり変更することといたしました。

① 写真館での写真撮影について

当該役務を提供する前に中途解約がされた場合には、当該役務の対価を返金することといたします。

② ウェブサイトへのデータ掲載（イントロG）

当該役務の提供開始期間は、従来は会員登録日の2ヶ月目から3ヶ月間としていたところ、これを会員登録日から3ヶ月間に変更いたします。これにより、中途解約がされた場合の精算方法（会員登録日から起算して1ヶ月単位で、経過月数に対応する活動初期費用を前払料金から控除する方法）に関する疑義は払拭されるものと存じます。

③ オーネットパスへのデータ掲載

当該役務については、1回的な掲載（登録）業務であり、会員登録日までに提供がなされるため、精算方法に問題はなく、特に変更はございません。なお、このように役務が提供される以上、本来であれば、中途解約がされた場合でも、当該役務に対応する対価は返金する必要はございませんが、役務提供開始後1

ヶ月目に料金が偏ることで消費者トラブルに繋がることを避ける観点から、役務提供開始後3ヶ月の期間に三等分して課金する方式としております。

- (2) なお、上記①と②のサービスの対価の算定根拠などは弊社の営業機密であり公開しておりません。

2. 「照会事項」第2項に関するご回答

入会金に含まれるそれぞれのサービスの対価の算定根拠などは弊社の営業機密であり公開しておりません。

以上